

4月1日(金)から市の組織を変更します

問い合わせ
行政課(☎51・2024)

新しい担当課などの電話番号は、4月1日(金)から利用可能になります。

■課・室の新設など

企画部 地方創生推進室(☎51・2180)

人口減少社会への対応など、地方創生を推進する柱となる組織として、地方創生推進室を新設します。

企画部 シティプロモーション課(☎51・2179)

より一層のシティプロモーション体制の強化を図るため、シティプロモーション推進室を廃止し、新たにシティプロモーション課を設置します。

建設部 建築物安全推進室(☎51・2579)

建築物耐震化および生活環境に悪影響を与える空家などの対策をより一層推進するため、建築物安全推進室を新設します。

上下水道局 営業課(☎51・2762)

より効率的な業務運営を図るため、料金課を給排水課に統合し、名称を営業課に変更します。

上下水道局 水道管路課(☎51・2723)

市民に分かりやすい名称とするため、管路保全課の名称を水道管路課に変更します。

■上下水道局 営業課の主な事務

新しい担当課	主な事務	以前の担当課
営業課	債権管理など	料金課
	水道の啓発、下水道の普及促進、給水装置・排水設備の工事申請、下水道事業受益者負担金・水道の加入金など	給排水課

※水道料金・下水道使用料に関する業務は、お客さま料金センター(☎51・2712)で対応します

■表1 郵便等による不在者投票ができる方

対象: 次のいずれかに該当し、本人が署名することができる方

手帳などの種類	障害などの種類	障害などの程度	郵便等投票証明書の有効期間
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級	交付日から7年間
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級	
	免疫、肝臓	1級から3級	
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症	被保険者証の認定有効期間
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症	
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5	

今年、夏に参議院議員通常選挙が、秋に市長選挙がそれぞれ任期満了により行われます。

選挙のお知らせ 郵便等による不在者投票制度をご利用ください

問い合わせ
選挙管理委員会(☎51・2960)

■表2 代理記載の方法による不在者投票ができる方

対象: 表1の要件に該当し、さらに次のいずれかに該当する方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症から第2項症

身体に重い障害など(表1)があっても、投票所に行けない方は、あらかじめ選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けると、居住地から郵送で投票できる制度があります。また、表1・表2のいずれにも該当する方は、代理人が記載する制度もあります。手続きに日数がかかるため、選挙直前の申請では間に合わない場合がありますので、要件に該当し、希望する方は早目にお問い合わせください。

豊橋市公契約条例を施行しました

問い合わせ 契約検査課 ☎51・2150

公契約に係る基本方針を定め、市および公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、業務に従事する労働者の労働環境と事業者の健全で安定した経営環境を確保し、公契約の質の向上を図るため、4月1日(金)に豊橋市公契約条例を制定しました。詳細はホームページ(<http://www.city.yohashi.gijp/25589.htm>)をご覧ください。

■市および事業者の責務

市は、公契約に係る施策を総合的に策定し実施します。事業者は、法令などの遵守・誠実な履行、労働者への適正な賃金の支払いや労働環境の確保、下請または再委託への適正な条件の付加などに努めなければなりません。

■特定公契約

市は、労働者に支給する賃金の下限額(労働報酬下限額)を設定します。事業者は、特定公契約(下表)に従事する労働者に対し、労働報酬下限額以上の賃金の支払いと労働条件が適正であることを確認する労働環境確認書の提出義務が課されます。

■労働者の申し出

特定公契約に従事する労働者は、支払われた賃金などの額が労働報酬下限額を下回る場合は申し出ることができます。市は、申し出に基づき、実地調査や是正措置の指導を行います。なお、事業者は申し出をした労働者に不利益を取り扱いをしてはならないこととなります。

■特定公契約の範囲

区分	適用範囲※
工事請負契約	予定価格が1億5,000万円以上のもの
業務委託契約	予定価格が1,000万円以上の庁舎清掃、警備、草刈、樹木管理、給食補助、人材派遣、庁舎受付など
指定管理協定	予定価格が1,000万円以上の公募によるもの

※適用案件は公告や指名通知などでお知らせします

4月1日(金)から、ひとり親家庭の資格取得などを支援する制度が変わります

問い合わせ こども家庭課 ☎51・2320

4月1日(金)から、児童扶養手当の支給を受けている方または同様の所得水準のひとり親家庭を対象に、高等学校卒業程度認定試験(合格支援事業)が始まり、経済的な自立を支援する高等職業訓練促進費などの内容を変更します。

■高等学校卒業程度認定試験

合格支援事業

対象 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められ、合格を目指す講座(通信制講座を含む)を受講する親または子
受講修了時給付金支給額 受講に要した経費の20%(上限10万円) **合格時給付金支給額** 受講に要した経費の40%(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

■高等職業訓練促進費

対象 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの取得が見込まれ、仕事や育児と修業の両立が困難である方
支給額/修了支援給付金 月額10万(7万500円)/5万(2万5千円) **支給額/修了支援給付金** 月額10万

■高等職業訓練促進費の変更点

区分	変更前	変更後
支給期間	2年間	3年間
修学期間	2年以上	1年以上

■自立支援教育訓練給付金の変更点

区分	変更前	変更後
支給額	受講費用の20%	受講費用の60%

※(一)内は市民税課税世帯の金額
■自立支援教育訓練給付金
対象 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がなく、指定教育訓練講座を受けることが適職に就くために必要であると認められた方 **支給額** 受講に要した経費の60%(上限20万円)
【共通事項】申請先 修学前に事前に相談の上、市役所こども家庭課(東館2階 ☎51・2320)